

北海道告示第 10856 号

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）第12条の2第3項の規定により、次のとおり利用料金の額を承認した。

令和4年6月17日

北海道知事 鈴木直道

2 北海道立野幌総合運動公園

(1) 指定管理者の名称

一般財団法人北海道体育文化協会

(2) 利用料金の額

ア イ以外の場合

区 分		利 用 料 金 の 額				
		変更前		変更後		
ホッケー・ サッカー場	人 工 芝	1 面 1 時間につき	2,300円	1 面 1 時間につき	2,640円	
	天 然 芝	1 面 1 時間につき	2,150円	1 面 1 時間につき	2,480円	
ラ グ ビ ー 場		1 面 1 時間につき	2,150円	1 面 1 時間につき	2,480円	
水 泳 プール	全 部 利 用 の 場 合	1 学 齢 に 達 しない 者、小学 校の児童、 中学校の 生徒及び これらに 準ずる者 に係る競 技会、練 習会等に 利用する 場合	1 時間につき	9,200円	1 時間につき	10,300円
		2 高等学 校の生徒 及びこれ に準ずる 者に係る 競技会、 練習会等 に利用す る場合	1 時間につき	18,800円	1 時間につき	19,400円
		3 1 及び	1 時間につき	37,300円	1 時間につき	38,300円

	2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合		
コース利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 1,480円	1コース1時間につき 1,600円
	2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 2,800円	1コース1時間につき 2,800円
	3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 5,580円	1コース1時間につき 5,580円
個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内300円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき160円	1人2時間以内300円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき160円
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校	1人2時間以内620円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき330円	1人2時間以内620円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき330円

	の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)		
定期券 (1月券)	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	3,100円	3,100円
	2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	6,200円	6,200円
回数		1,500円	1,500円

	券 (6 回券) (1 回あ たり 2時 間以 内の 利用 とす る。)	1 高等 学校 の生 徒及 びこ れに 準ず る者		
		2 1以 外の 者(学 齢に 達し ない 者、 小学 校の 児童、 中学 校の 生徒 及び これ らに 準ず る者 を除 く。)	3,000円	3,000円
テニスコ ート	平日(繁 忙期の大会 利用除く)		1面1時間につき 高校生以下 630円 一 般 1,250円	1面1時間につき 高校生以下 690円 一 般 1,380円
	土曜日・日 曜日・休日 及び大会利 用(繁忙期)		1面1時間につき 1,250円	1面1時間につき 1,380円

体育館	全部利用の場合	メインアリーナ	1 学 齢に達 しない 者、小 学校の 児童、 中学校 の生徒 及びこ れらに 準ずる 者に係 る競技 会、練 習会等 に利用 する場 合	1 時間につき	1,600円	1 時間につき	2,080円
			2 高 等学校 の生徒 及びこ れに準 ずる者 に係る 競 技 会、練 習会等 に利用 する場 合	1 時間につき	2,950円	1 時間につき	3,830円
			3 1 及び2 以外の 者に係 る競技 会、練 習会等 に利用 する場 合	1 時間につき	5,550円	1 時間につき	6,100円

合					
サブ アリーナ	1 学 齢に達 しない 者、小 学校の 児童、 中学校 の生徒 及びこ れらに 準ずる 者に係 る競技 会、練 習会等 に利用 する場 合	1 時間につき	590円	1 時間につき	770円
	2 高 等学校 の生徒 及びこ れに準 ずる者 に係る 競 技 会、練 習会等 に利用 する場 合	1 時間につき	1,020円	1 時間につき	1,330円
	3 1 及び2 以外の 者に係 る競技 会、練 習会等 に利用	1 時間につき	2,120円	1 時間につき	2,340円

	する場 合			
個人 利用 の 場 合	1 高等学 校の生徒及 びこれに準 ずる者	1人2時間以内160円、2時 間を超えるときはその超え る時間1時間につき90円	1人2時間以内160円、2時 間を超えるときはその超え る時間1時間につき90円	
	2 1の者 に係る競技 会、練習会 等に利用す る場合	1人2時間以内320円、2時 間を超えるときはその超え る時間1時間につき170円	1人2時間以内320円、2時 間を超えるときはその超え る時間1時間につき170円	
	回数 1 券(6 高等 回券) 学校 (1の生 回当 徒及 たり びこ 2時 れに 間以 準 内の ず 利用 る者 とす る。)	2 1以 外 の 者 (学 齢 に 達 し な い 者 、 小 学 校 の 児 童 、 中 学 校 の 生 徒 及 び こ れ ら に 準 ず る 者 を 除	800円	800円
			1,600円	1,600円

			く。)			
軟式野球場			1時間につき	1,900円	1時間につき 2,000円	
硬式野球場	入場料を徴収しない場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等を利用する場合	1時間につき	2,850円	1時間につき 3,140円	
			半日につき	9,550円	半日につき 10,500円	
			1日につき	14,950円	1日につき 16,500円	
	2 1以外の者に係る競技会、練習会等を利用する場合	1時間につき	5,450円	1時間につき 6,000円		
		半日につき	17,600円	半日につき 19,360円		
		1日につき	29,900円	1日につき 32,890円		
	入場料を徴収する場合		半日につき入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が17,600円に満たない場合は17,600円）	半日につき入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が19,300円に満たない場合は19,300円）		
			1日につき入場料の額に100を乗じて得た額（その額が29,900円に満たない場合は、29,900円）	1日につき入場料の額に100を乗じて得た額（その額が32,890円に満たない場合は、32,890円）		
	陸上競技場	全部利用の場合		1時間につき	3,100円	1時間につき 3,400円
		個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき	160円	1人1回につき 160円



2	1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 320円	1人1回につき 320円
回数券（6回券）（1回当たり2時間以内の利用とする。）	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	800円	800円
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の	1,600円	1,600円

		生徒及びこれらに準ずる者を除く。)		
合宿所	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	1人1泊につき 2,600円	1人1泊につき 3,000円
	2	1以外の者	1人1泊につき 3,100円	1人1泊につき 3,560円

備考

- 1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。
- 3 イの表に掲げる額は、北海道立都市公園条例で規定されている利用料金の上限額から50%割り引いた額を基本とし、端数が生じた場合は切り上げている。  
ただし、上記により算出した額がアの表より高い場合は、アの表の同項目に係る欄に掲げる額を適用する。
- 4 繁忙期とは、6月1日から9月30日までとする。